



就学に関する支援制度のご案内

町では、小学生から大学生までの子どもを持つ家庭に対し、さまざまな資金支援制度を設けています。支援を希望するかたは、教育委員会事務局学校教育係（役場庁舎2階 ☎76-0201）までお問い合わせください。

1. 利用できる制度

制度内容	小学校	中学校	高校など	大学・短大・専門学校など
就学援助制度	■	■	■	■
奨学金貸付制度			■	■
入学準備金貸付制度		■	■	■
教育資金利子補給金交付制度			■	■

※ ■ に該当するかたが支援制度の対象になります。

2. 制度の概要

名称	就学援助制度	奨学金貸付制度	入学準備金貸付制度	教育資金利子補給金交付制度
種別	助成（返還不要）	貸付（無利子） ※返還は卒業6か月後から	貸付（無利子） ※返還は入学6か月後から	助成（返還不要）
対象者	町立小・中学校に通う児童生徒の保護者	本人または保護者	保護者	教育ローンの貸付けを受けた保護者
内容	学用品費、修学旅行費などに対する助成	授業料などに対する貸付 ◎大学生月額40,000円	入学費用に対する貸付 ◎大学入学予定者500,000円	過去1年間に支払った教育ローンの利子分を助成（限度額30,000円）
申請条件（主なもの）	◎児童扶養手当などを受けている世帯 ◎生活保護を受けている世帯 ◎住民税などの非課税・減免世帯 ◎その他経済的に困りの世帯 など	◎町内に1年以上居住していること ◎連帯保証人を立てられること ◎同種の貸付を受けていないこと ◎住民税などを滞納していないこと など	◎町内に1年以上居住していること ◎ローンの返済に滞がないこと ◎住民税などを滞納していないこと など	

※詳細については、以下および次のページをご覧ください。

2 奨学金・入学準備金貸付制度

経済的理由により就学資金の調達が困難なかたのために、奨学金または入学準備金の貸付を行います。

申請期限 令和4年4月分から援助を希望する場合
2月25日(金)まで

※就学援助申請は年度途中でも受け付けています。認定された場合は翌月分または、翌々月分から支給します。

貸付を受けることができるかた

- ① 中学校（入学準備金のみ）、高等学校、高等専門学校、大学（短大）または専修学校（高等課程・専門課程）に在学中または入学が確実であること
- ② 美里町に1年以上居住していること（就学希望者が通学のため、一時的に町外へ居住することは可）
- ③ 住民税などを滞納していないこと
- ④ 入学金、授業料などの調達が困難であること
- ⑤ 連帯保証人を1人立てられること
- ⑥ 同種の貸付を受けていないこと など

申請期限 奨学金（令和4年4月分から貸付を希望する場合） 4月28日(木)まで

3 教育資金利子補給金交付制度

日本政策金融公庫や金融機関などの「教育ローン」の貸付を受けた保護者に対して、前年1年間に返済した利子の一部（限度額3万円）を助成します。

申請期限 2月25日(金)まで

貸付額（限度額） ② 入学準備金（今年度中に貸付を希望する場合） 2月10日(木)まで

	奨学金（月額）	入学準備金（1回）
中学校	貸付制度なし	200,000円
高等学校	20,000円	250,000円
高等専門学校	30,000円	250,000円
大学・短大	40,000円	500,000円
専修学校（高等）	20,000円	250,000円
専修学校（専門）	30,000円	500,000円

各支援制度の申請方法

各支援制度により、条件・必要書類は異なります。まずはお気軽に教育委員会事務局 学校教育係（☎76・0201）にお問い合わせください。

便利な「ごみ分別アプリ」を無料配信中！

検索機能によるごみの分別方法や出し方の確認、収集日を指定の時間にお知らせするアラート機能があります。

無料でご利用できますので、スマートフォンやタブレット端末を使って、ぜひ、ご活用ください。

アプリの主な機能紹介

- ごみ分別辞典
- ごみの出し方
- カレンダー
- アラート設定
- よくある質問
- お知らせ

インストールはこちら

Android用 iPhone用

こんな経験ありませんか？

このごみは燃えるごみ？ 燃えないごみ？

このごみを出すときの注意点はなんだろう？

問合せ＝建設環境課 生活環境係 ☎76-5134

就学援助制度

美里町要保護および準要保護児童生徒

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助します。

援助を受けることができるかた

前年度または本年度において次のいずれかに該当し、援助が必要と教育委員会が認めるかた

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 生活保護が停止または廃止された世帯
- ③ 住民税非課税世帯または住民税、個人事業税、固定資産税、国民年金、国民健康保険税の減免世帯
- ④ 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費受給世帯
- ⑤ 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ⑥ その他、経済的に困りの世帯

援助費（年間支給限度額）

費目	小学生	中学生
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（1年生除く）	2,270円	2,270円
新入学学用品費（1年生のみ）	51,060円	60,000円
校外活動費（宿泊無し）	1,600円	2,310円
校外活動費（宿泊有り）	3,690円	6,210円
修学旅行費	実費相当額	実費相当額

※令和3年度の場合